

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

一般社団法人 日本油料検定協会は、女性職員が働きやすい雇用環境の整備を通じて、人材の育成・定着を図り、職員のモチベーションを高めるために、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間

令和4年4月1日～令和9年3月31日

2. 目 標

有給休暇の取得率60%を65%以上とする

3. 取組内容

令和4年 4月～ 一般事業主行動計画の周知

以下、毎年度終了後、有給休暇の取得状況を確認し、職員へ啓蒙

以 上